

市第 134 号議案

第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援法第61条第 1 項及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項の規定に基づき、第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画

第 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の趣旨・位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育の充実や若者の自立支援、母子の健康の増進、地域における子育て支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。

2 計画の期間

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね 20 歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については 39 歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

4 本市における他計画との関係

横浜市基本構想（長期ビジョン）や横浜市中期 4 か年計画2018～2021をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進します。

第2 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

出生数、合計特殊出生率の推移

- (1) 本市の18歳未満の人口は、平成31（2019）年1月時点で約55万人となっています。平成12（2000）年と比較すると約3万人減少しており、そのうち0～5歳人口の減少が約2万人となっています。
- (2) 本市の出生数は減少傾向にあります。平成28（2016）年には3万人を割り、平成29（2017）年は約2.8万人となっています。平成14（2002）年の約3.3万人と比較すると、15年間で約16パーセント減少しています。
- (3) 本市の合計特殊出生率は平成17（2005）年以降上昇傾向に転じ、平成27（2015）年には1.37となりましたが、その後低下し、平成29（2017）年は1.32となっています。また、全国の合計特殊出生率と比較すると、低い水準で推移しています。
- (4) 本市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに過去40年間で3歳程度上昇し、平成29（2017）年時点で夫30.5歳、妻28.8歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- (5) 本市の未婚割合は、男女ともにいずれの年齢時においても

上昇傾向にあります。平成27（2015）年における40歳時での未婚割合は、男性33.8パーセント、女性21.4パーセントとなっています。また、50歳時の未婚割合は男性24.2パーセント、女性14.0パーセントとなっており、未婚化が進んでいます。

- (6) 少子化により、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、子ども同士や子育て中の保護者同士の交流の機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。そのため、出産や子育ては個人の選択であることを前提としながら、希望する人が安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを進めるとともに、全ての子どもの健やかな育ちを支える必要があります。

2 家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

ア 本市の一般世帯数は、平成12（2000）年の約135万世帯から増加を続け、平成27（2015）年時点で約164万世帯となっています。また、単独世帯が増加する一方で、子どもがいる世帯は減少しており、6歳未満の親族がいる世帯数は、平成12（2000）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2パーセント）でしたが、平成27（2015）年には約14.3万世帯（同：8.8パーセント）となっています。

イ 三世帯同居世帯が減少し、核家族が増加するなど、世帯の規模が小さくなっています。平成27（2015）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯の約95パーセントが核家族となっています。

ウ このような世帯状況の変化の中、子どもの世話をしたことがないまま育児を行うことになる人が多く、加えて、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られず、不安や負担を感じている子育て家庭の存在もあります。

(2) 就労状況の変化

ア 本市における女性の年齢階級別の労働力率は、出産や子育て期に当たる30代前後で労働力率が低下する、いわゆる「M字型カーブ」の谷間が形成されていますが、そのM字型の底は過去20年間で浅くなっています。特に30～34歳の女性の労働力率は、平成7（1995）年には45.3パーセントでしたが、平成27（2015）年には70.9パーセントとなっており、20年間で約25ポイント上昇しています。

イ 平成27（2015）年の本市の女性の労働力率と、全国の女性の労働力率とを比較すると、35～39歳で6.5ポイント、40～44歳で7.2ポイント、本市が低い水準にあります。

ウ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（以下「ニーズ調査」という。）によると、母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している割合やパート・アルバイト等で就労している割合が増加傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「これまで就労したことがない」といった母親の割合が減少傾向にあります。

エ 世帯の就労状況については、夫・妻ともにフルタイムで就労している共働き世帯の割合が増加しており、平成30（2018）年度のニーズ調査では、40.0パーセントを占めてい

ます。一方で、専業主婦の世帯は減少しています。

オ 現在就労していない母親については、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」と回答した割合は19.0パーセント、「就労したい」と回答した割合は72.2パーセントとなっています。

カ 「就労したい」と回答した母親が希望する就労形態は、「フルタイム（週5日程度、1日8時間程度の就労）」が20.5パーセント、「フルタイム以外（パートタイム、アルバイト等）」が68.5パーセントとなっており、多様な働き方に対するニーズがあります。

キ 働き方改革に向けては、テレワークやフレックスタイム制、ワークシェアリングなど、柔軟で多様な働き方が推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業も増えるなど、子育て家庭の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に資する取組も見られます。

ク フルタイムやパート・アルバイトという就業形態に加え、働く場所や時間の多様化など、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境をつくっていくことが求められています。

(3) 子育ての不安感・負担感

ア ニーズ調査によると、「子どもを育てている現在の生活の満足度」は過去10年間で上昇しています。平成30（2018

）年度調査では、未就学児がいる世帯では84.9パーセント、小学生がいる世帯では77.9パーセントが「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答しています。また、「現在、子育てをされていて楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いか」については、「楽しさを感じる人が多い」、「どちらかといえば楽しさを感じる人が多い」と回答した人が増加傾向にあり、平成30（2018）年度時点では約6割となっています。

一方で、「大変さを感じる人が多い」と「どちらかといえば大変さを感じる人が多い」を合わせた割合は約1割となっています。

イ 同調査では、特に妊娠中や、出産後半年くらいの間において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたことがある」と回答した人の割合が増加傾向にあります。また、子育てに関して何らかの悩みを持っている方が約9割となっており、子どもの年齢に応じて感じる悩みや困り事も様々です。

ウ 就労形態や世帯の状況にかかわらず、全ての子育て家庭に対して、子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が求められています。

3 地域・社会の状況

(1) 地域のつながりの希薄化

ア 「横浜市民生活白書2019」によると、隣近所との付き合い方として、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と

親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」といった比較的親密な付き合い方をしている人の割合は昭和50（1975）年には30パーセントを超えていましたが、平成30（2018）年には10パーセントを下回る結果となっています。また、隣近所との付き合い方に対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばしていて暮らしやすい」と感じる人が73.6パーセントとなっており、昭和55（1980）年から23.2ポイント増加しています。

イ 平成27（2015）年度の「横浜市民意識調査」では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動を「してみたいと思う」と「してみたいが今はできない」を合わせた割合は約6割となっています。また、平成26（2014）年度の同調査では、「子どもの見守りや子育て中の人への支援」が、住民自身に取り組むべき地域の課題の上位に挙がっています。

ウ 本市における特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度末時点では1,526の認証法人が設立されています。そのうち「子どもの健全育成を図る活動」を実施している団体は、全体の約4割となっており、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。

エ ニーズ調査では、近所の人との付き合い方として比較的親密な付き合い方をしている人の方が、子どもを育てている現在の生活の満足度が高い傾向にあるという結果となっており、安心できる子育て環境をつくる上でも、地域のつ

ながりづくりは重要な視点となっています。

オ 地域のつながりづくりを進めていくためには、行政をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点、自治会町内会などの地縁組織、子育て支援に取り組むNPO法人、企業など、多様な主体との連携が重要になります。

(2) 情報化社会の進展

ア 内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成30(2018)年度)によれば、インターネットを利用している割合は、小学生で85.6パーセント、中学生で95.1パーセント、高校生で99.0パーセントとなっており、年齢が上がるほど高くなっています。そのうち、スマートフォンを使ってインターネットを利用している割合は、小学生では40.7パーセント、中学生では65.8パーセント、高校生では94.3パーセントとなっています。

イ 平成26(2014)年度と平成30(2018)年度のインターネット利用割合を比較すると、小学生・中学生・高校生いずれも増加しており、特に小学生は、平成26(2014)年度には53.0パーセントでしたが、平成30(2018)年度は85.6パーセントとなっています。

ウ 「インターネットの危険性について、これまで説明を受けたり学んだりしたことがある」と回答した割合は、小学生は77.2パーセント、中学生は92.9パーセント、高校生は95.8パーセントとなっています。

エ 0歳から9歳までの子どもを持つ保護者の回答によると

、子どものインターネット利用割合は56.9パーセントであり、平日1日の平均利用時間は88分、2時間以上と回答した割合は24.7パーセントとなっています。

オ 情報化社会の進展は、子どもにとってもコミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で生かされています。一方で、インターネット利用の早期化に伴い、SNSなどによるトラブル、オンラインゲーム・動画視聴等の長時間の利用による生活習慣の乱れやネット依存、有害な情報サイトへのアクセスによる犯罪被害など、様々な問題も指摘されており、児童の健全育成に向け、情報モラル・マナーを向上させることが求められています。

(3) 国際化の状況と多文化共生

ア 本市における外国人人口は増加傾向にあり、平成31（2019）年には10万人を超えました。また、平成27（2015）年の国勢調査では、外国人のいる世帯数は約4万4千世帯となっています。

イ 平成30（2018）年の出入国管理法の改正により新たな在留資格が設けられ、外国人材の更なる受入れが推進される中、今後も外国人人口が増加することが見込まれます。そのため、言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の違いなどを含め、福祉、保健、医療、教育など様々な分野で対応を進める必要があり、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要となっています。

(4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

ア 本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程でのいじめ、不登校、虐待、自傷行為、自殺企図、若年層でのひきこもり、無業状態等により、深刻な状況に陥っているということも少なくありません。近年、子どもの貧困の問題も指摘されており、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりするなど、子ども・青少年の育ちに対する影響が懸念されています。

イ 子ども・青少年の養育環境における困難な状況の背景には、経済的困窮、多様な家族形態、障害、疾病及び社会的孤立など様々な課題があり、それぞれが複雑に絡み合っている場合があります。また、保護者の抱える困難が一因となり、幼少期から機会・選択の不平等や環境の格差が生まれ、それが成人後の経済的困窮につながっていくなど、困難な状況が子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆されています。そのため、経済的困窮対策だけでなく、子どもに対する生活・学習支援の拡充など、世代間連鎖を断つという視点からの支援が必要になるとともに、複合的な課題を抱えるケースが見られる中では、支援者同士が連携・情報共有しながら、切れ目のない重層的な支援を進めていくことが求められています。

第 3 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らはやがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。子ども・青少年や子育て家庭を優しいまなざしで包み込み、温かく寄り添い、応援していく環境づくりを社会全体で進めていくことが不可欠です。

誰もが子どもを生み育てやすいと実感できるとともに、子どもたちが地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

(1) 子ども・青少年の視点に立った支援

子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、「子ども・青少年の視点」に立つ

て、施策・事業の推進に取り組みます。

(2) 全ての子ども・青少年への支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組みます。

(3) それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援

子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

(4) 子どもの内在する力を引き出す支援

一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にす
る視点を持って取り組みます。

(5) 家庭の子育て力を高めるための支援

地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合い、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

(6) 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公

助～

「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

第 4 施策体系と事業・取組

1 施策分野・基本施策

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

(1) 施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる（子ども・青少年への支援）

ア 基本施策 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

イ 基本施策 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

ウ 基本施策 3 若者の自立支援施策の充実

エ 基本施策 4 障害児への支援の充実

(2) 施策分野 2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる（子育て家庭への支援）

ア 基本施策 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

イ 基本施策 6 地域における子育て支援の充実

ウ 基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

(3) 施策分野 3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる（社会全体での支援）

ア 基本施策 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

イ 基本施策 9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にす地域づくりの推進

2 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

(1) 基本施策 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

保育・幼児教育の「質の確保・向上」、保育所等の整備による「場の確保」、保育士等の採用や定着支援などの「保育・幼児教育を担う人材の確保」に一体的に取り組むとともに、多様化する保育ニーズへの対応など、横浜の保育・幼児教育の基盤づくりを総合的に進めます。

ア 現状と課題

(ア) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保・向上

a 人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。

b 国においては、平成29（2017）年3月に乳幼児期の保育・教育の指針となる「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下「3つの指針・要領」という。）を改定

又は改訂（以下「改定等」という。）し、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の全てを、幼児教育を行う施設として位置付けました。また、3歳児以上の保育・教育のねらい及び内容について整合性を図るとともに、「小学校以降まで続く育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有化が図られました。

- c 多様な保育・教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、全ての施設が3つの指針・要領の改定等の趣旨を踏まえて、質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められています。さらに、乳幼児期の保育・教育の中で大切にしたい方向性を、全ての保育・教育施設だけでなく、家庭や地域とも共有し連携することで、共に育ちを支えていくことが重要です。
- d 認可外保育施設については、幼児教育・保育の無償化の対象となったことを契機として、より一層の質の確保・向上に向けた取組を進めることが重要です。特に認可外の居宅訪問型保育事業については、資格要件が定められるなど、制度の変更がなされているため、新たな制度に対応した質の確保・向上への取組を行うことが必要です。
- e 子どもの食に関する営みを豊かにするためには、保育・教育施設だけで食育を進めるのではなく、保護者や地域の多様な関係者と連携し、協力を得ながら進め

ていくことが求められています。

(イ) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

a 小学校へ入学する際、新しい環境でも児童が安心して自分の力を発揮できることが大切です。本市では、以前より就学前に培った力が小学校の生活や学びに生かせるように、スタートカリキュラムの実施に先駆的に取り組んできました。また、平成29（2017）年の小学校学習指導要領の改訂により、スタートカリキュラムの実施が明確に位置付けられました。

b 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえながら、長期的な視点で子どもの成長過程を見通し、連続性・一貫性を保障することが求められています。保護者や地域と「共に育てる意識」を高められるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

c 「横浜版接続期カリキュラム」に基づき、幼保小連携の取組を推進した結果、教職員や保育士等の連携や情報共有が進み、子どもの安心感の高まりや人間関係の形成が見られました。引き続き、園と小学校が編成するカリキュラムの相互理解と連携を推進することによって、園での育ちと小学校の学びをより円滑に接続する必要があります。

(ウ) 「保育・教育」ニーズの増加と多様化

a 本市では、就学前児童数は減少傾向にありますが、

平成31（2019）年4月の保育所等利用申請者は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となるなど、あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、保育所等を利用したいというニーズは高まり続けています。一方で、地域によっては、育児休業取得者の増加や就学前児童数の減少などにより定員割れが発生しており、ニーズの変化に合わせた取組が必要です。

- b 幼稚園の通常の時間帯の利用ニーズは低下してはいますが、「幼稚園の教育を受けさせたい」という保護者のニーズは依然として高いため、幼稚園における長時間の預かり保育や、認定こども園の利用は増加しています。また、保育を必要とする2歳児を対象とした受入れも開始しています。
- c 本市では、令和元（2019）年10月に幼児教育・保育の無償化が実施されることを踏まえ、今後の利用希望などのニーズ調査を行った結果、保育ニーズ、教育ニーズについてはその傾向に大きな変化は見られませんでした。しかし、無償化実施後のニーズの推移については慎重にとらえていく必要があります。
- d ニーズ調査では、現在就労していないが就労を希望している母親について、「一番下の子どもが3・4歳になったころに就労したい」と考えている割合が高く、希望する就労形態についても、「パートタイム、アルバイト等」など比較的短時間で働きたいという方が多くいる傾向にあります。

e 家庭で子育てをしていますが、保護者の病気やけが、育児疲れによるレスパイト（休息、息抜き）など、一時的に子どもを預ける必要が生じる場合がありますが、緊急時に預けられる親族や知人がいない人がニーズ調査では約 2 割となっています。また、一時預かりについては、現状、希望する日に予約が取りづらいとの声も多く、実施施設の拡充が課題となっています。

(エ) 保育・幼児教育を担う人材の確保

a 保育需要の高まりに対応した保育所、幼稚園、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育士等の保育・幼児教育を担う人材の確保が急務となっています。このため、就職面接会の実施、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いの開始、国及び市独自の処遇改善による給与の増加、宿舍借り上げ支援等により、必要な保育士等の採用、定着に取り組んできました。

b 平成31（2019）年の保育士の有効求人倍率は、全国平均の3.64倍に対して、神奈川県は4.55倍と非常に高い傾向にあり、今後も保育士の確保が困難な状況が続くことが想定されます。

c 各種調査から、転職者の 7 割が市内保育所へ転職しているものの、定着が課題となっている実態や、保育士の確保が困難なため定員割れとなっている園が年々増加していることが分かっています。また、保育士意識調査の結果や、保育士確保に関する助言を行う本市

派遣コンサルタント等の声から、コミュニケーション不足による人間関係の悪化等が離職を招くなど、職場環境が勤務継続のポイントになっていることが認められます。これらのことから、長く働き続けられる職場環境を整えることが求められています。

d 保育実習をした園に就職する学生が一定数いるなど、実習での経験が進路選択に影響を与えていることから、実習時等の受入側の環境づくりが求められています。

(オ) 個別的な配慮が必要な子どもとその家庭への支援

a 障害のある子どもや医療的ケアを日常的に必要とする子どもなど、個別的な配慮を必要とする子どもが、その子の特性や発達に応じて保育・幼児教育を受けられる環境を整えるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。特に医療的ケアを日常的に必要とする子どもについては、一人ひとり医療的ケアの内容や頻度が大きく異なることへの配慮も必要になります。

b こうした子どもたちへの支援に当たっては、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭、地域、保育・教育施設及び関係機関（地域療育センター及び小学校等）が連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。

c 子どもに対する保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育所、幼稚園、認定こども園等は行政や関係機

関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

d 本市における外国人人口が増えており、保育・教育施設においても、外国籍あるいは外国につながる子どもが増加傾向にあります。保護者とのコミュニケーションの取り方や、言葉や文化の違いの理解など、多様性を尊重し、多文化共生の保育・幼児教育を進めていくことが求められています。

e 令和元（2019）年6月1日時点で、約85パーセントの保育所等で食物アレルギーへの対応が必要となっています。食物アレルギー対応は、全職員を含めた関係者の共通理解のもとで組織的に対応することが基本です。そのため、園内外の研修に定期的に参加し、個々の知識と技術を高めることが求められています。

イ 目標・方向性

(7) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保・向上

a 「子どもの最善の利益を考える」、「子ども・青少年の成長を長い目でとらえる」という視点を持って、一人ひとりの子どもが自分の良さや可能性を大切にし、自ら豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう、保育・幼児教育に関する施策を推進します。

- b 市内全ての保育・教育施設を対象として、経験年数別の研修や専門分野別の研修・研究を実施します。また、全ての施設で職員が学び合い、質の向上やより良い職場環境をつくることができるよう、園内研修・研究を推進します。さらに、保育の振り返りや子どもの育ちに関する改善がP D C Aサイクルで行われるよう、自己評価、外部評価の取組を推進します。
- c 保育・教育施設の種別にかかわらず、全ての保育者が保育・教育の中で大切にしたい方向性を共有するための「よこはま☆子ども宣言～乳幼児の保育・教育への心もち～（仮称）」を活用した取組を推進します。また、保育・教育現場の実態に合わせた研修・研究の推進や、園に出向く相談機能の充実、アドバイザーの育成などができる、保育・幼児教育センター（仮称）のあり方について検討を進めます。
- d 市立保育所が地域の保育資源間のつなぎ役となる「保育資源ネットワーク構築事業」を推進し、認可・認可外にかかわらず、情報交換会や実地研修・研究会の開催等を通じて、保育資源間での情報・ノウハウの共有化を図ります。
- e 施設・法人の組織運営等に係る能力の向上に努めるとともに、園長経験者等が実地で助言等の支援を行います。
- f 保育・幼児教育の質の確保・向上や施設の適正な運営のため、指導監査を適切に実施します。また、課題

の多い施設に対しては、関係部署が連携した指導を行うなど、きめ細かな対応を行います。

g 居宅訪問型を含めた認可外保育施設に対する、立入調査などの指導監督基準に基づいた適切な指導に加え、指導状況等の情報を利用者に提供することにより、保育の質の確保・向上を図ります。

h 保育・教育施設での子どもの食事の様子や、食育に関する取組とその意味などを保護者に伝え、家庭での食育の関心を高めていくことにつなげます。また、地域の子育て家庭にも子どもの食についての理解が深まるよう、相談や支援を行います。

(イ) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

a 幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区等を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修や、園の要録についての理解や扱いに関する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指します。

b 改定等された3つの指針・要領等に基づき、接続期カリキュラム研究推進地区を中心に、園と小学校との協働による実践検証や、単元の研究開発を行います。さらに、モデルとなる接続期カリキュラムの成果を示す等、全市の取組へと生かしていきます。

- c 「横浜教育ビジョン2030」の理念を受けて策定された「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」では、小学校1年生に関わる全ての教科等において、幼児期との関連を示しました。小学校においては、これまで以上に幼児期の育ちと学びを理解して「スタートカリキュラム」を行うことを推進し、主体的・対話的で深い学びを通して学びに向かう力を育成していきます。
- (ウ) 保育・幼児教育の場の確保
- a 引き続き、一人ひとりのニーズにしっかり寄り添いながら、待機児童対策を推進します。
- b 3歳児から5歳児までの幼児教育を担ってきた幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で、必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。
- c 乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行を推進することにより、安定的な保育・幼児教育の場を確保します。
- d 地域型保育事業など低年齢児のための保育の場の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。

- (エ) 保育・幼児教育を担う人材の確保
 - a 保育所等の整備・拡充に伴い、新たに必要となる保育・幼児教育の人材を確保するために、事業者の取組だけでなく、引き続き、本市も「採用」と「定着」の両面の支援に取り組みます。
 - b 採用については、保育士養成施設の学生、潜在保育士及び資格取得者に対し、本市保育施設への就職につながる就職面接会等の取組や、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いを継続します。
 - c 定着については、保育士が働きやすい職場環境の構築、保育士のやりがいや職の魅力向上、処遇の改善、宿舍借り上げ支援、施設長や中堅職員に対する人材育成研修の充実などを総合的に進めていきます。
 - d 採用、定着に課題を抱える園への組織運営等に関する助言などのフォローを行うため、引き続き、コンサルタント派遣等の支援を行います。
- (カ) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実
 - a 保護者の多様な働き方への対応を図ることや、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、養育する保護者を支援していくため、一時預かりなど多様な保育・幼児教育の場を確保します。
 - b 各区に保育・教育コンシェルジュを配置し、保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、幼稚園預かり保育など多様な保育・教育資源の情報提供を行い、適切な

利用に結び付けます。

- c 認可保育所の一時保育、乳幼児一時預かり、病児・病後児保育など、多様な形態により提供されている事業について、必要な際に利用ができるよう丁寧な情報提供を行います。
- d 障害のある子どもへの保育・幼児教育の場として、市立保育所、認可保育所、横浜保育室、幼稚園、認定こども園等において、特性や成長に合わせた支援を実施していくため、保育者等の専門性の向上を図ります。また、医療的ケアを日常的に必要とする子どもの受入れを推進します。
- e 外国籍あるいは外国につながる子どもや保護者が安心して保育・教育施設を利用できるよう、言葉や文化の違いを理解するなど、多文化共生の保育・幼児教育を推進します。
- f 各園が食物アレルギーに関する最新の知識と技術を高められるよう、定期的に研修を開催します。また、「横浜市の保育所における食物アレルギー対応マニュアル」の周知を図り、園内での共通理解が進むよう、食物アレルギーに関する園内研修の実施を推進します。

ウ 本市における認定こども園の方向性

(ア) 認定こども園とは

- a 生きる力を培う乳幼児期における保育・教育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の獲

得にも大きな影響を与えていると言われています。

- b 認定こども園は、仮に保護者の就労状況が変わり、教育・保育給付認定が 2 号認定から 1 号認定に変更になった場合でも、受入枠に空きがある場合には同一の施設に在籍することが可能であるなど、保護者の就労状況にとらわれない子どもの育ちの場です。また、子育て支援の機能を有することで、在宅での子育て家庭への支援の充実も期待されています。

(イ) 待機児童対策の視点

認定こども園は、保育・教育を一体的に提供する施設であることから、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができます。また、保育ニーズの高いエリアでは幼稚園から移行することで、園庭等の既存資源により保育ニーズに対応することが可能であり、待機児童対策の側面から効果的です。

(ウ) 認定こども園の普及に関する基本方針

本市では、第 1 期に引き続き、本市における保育・教育資源の柱の一つとして認定こども園の普及を推進するとともに、最終型として 3 歳児未満の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とします。

(エ) 認定こども園への移行を推進するための支援策

- a 幼稚園及び保育所からの認定こども園への移行に当たっては、希望する施設への移行に係る個別相談等の支援を行います。また、移行する際に施設整備を伴う

場合は、当該地域の保育・教育ニーズも踏まえた上で施設整備補助を実施する等、移行支援を進めます。

- b 質の維持・向上のために、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で示す「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して保育ができるよう支援を進めます。
 - c 幼稚園及び保育所の経験等を生かしつつ、認定こども園としての保育・教育を実践することができるよう、利用形態が異なる子どもへの保育の観点などを中心とした支援を進めます。また、幼稚園からの移行の場合には、特に乳児期の保育の観点について支援を行います。
 - d 認定こども園においては、子育て支援事業の実施が義務付けられていることを踏まえ、実施すべき事業数を増やすことや子育て支援を実施するスペース（子育て相談や親子の居場所等）を常設することなど、それぞれの地域の実情にあった事業が展開できるよう支援し、本市における子育て支援を充実させます。
- (オ) 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行について
- a 引き続き、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。
 - b 移行に当たっては、周辺地域の保育・教育ニーズの状況を踏まえた上で、2号及び3号認定の定員を設定します。

- (カ) 保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行について
 - a 保育ニーズの増加が引き続き見込まれるため、移行に伴う 2 号及び 3 号認定に係る定員の減少を避けることが必要です。
 - b 移行に当たっては、待機児童対策の観点から、申請者数や利用者数の状況など周辺地域の保育・教育ニーズを踏まえ、1 号認定の定員を設定します。
- (2) 基本施策 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、その質の維持・向上を進めます。

全ての子ども・青少年が、社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、体験活動の機会や居場所の提供の充実を図るとともに、その成長を見守り、支えるため、地域における環境づくりを進めます。

ア 現状と課題

- (ア) 子ども・青少年を取り巻く環境の変化
 - a 子ども・青少年は、多様な人との出会いや様々な経験をしながら、社会の一員として自立していきます。子ども・青少年期の社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向があると言われています。
 - b 未来を担う子ども・青少年に体験機会を提供するため、本市では、横浜こども科学館、野島青少年研修セ

ンター、青少年野外活動センター等の青少年関連施設による各種プログラムの実施、青少年指導員や青少年関係団体、プレイパーク等の活動を支援しています。

しかし、近年、都市化や少子化などにより、地域の遊び場、子ども同士の交流機会、放課後等の集団遊びの機会、子ども及びその保護者と地域のつながりが減少していると言われてしています。

- c 情報化社会の進展により、多様な情報を簡単に入手できる環境にありますが、SNSがコミュニケーションツールとして大きな役割を果たす中で、人と人との直接のつながりが減少していると考えられます。また、インターネット依存やSNS上のトラブルなど、新たな課題が生まれています。
- d 令和4（2022）年4月から成人年齢が引き下げられ、契約行為に親権者の同意が必要なくなるなど、様々な事に対して早い年齢から責任が求められます。
- e 人口減少社会において、一人ひとりの青少年が社会の担い手として活躍することが、ますます期待されています。
- f 女性の就業率の上昇や勤労形態の多様化等に伴い、保育所等を利用していた子どもが小学校に進学した際にも引き続き就労ができるよう、また、子どもの小学校入学後に働き始めることができるよう、放課後の安全で安心な居場所を確保することが必要です。また、放課後の時間は、多くの人と関わることができ、子ども

もたちが主体性を育みながら成長できる場としていく必要があります。

g 学齢期の子ども・青少年が過ごす場所として、小学生は、全児童を対象として誰もが利用できる放課後キッズクラブ、留守家庭児童を対象とする放課後児童クラブなどがありますが、中高生世代になると、安心して気軽に集い、自由に活動できる空間が少なくなります。青少年が過ごす既存の公共施設では、青少年と大人の関係性が構築されていないことが多く、青少年の社会性を育む面で十分な状況ではありません。

h 学校・家庭以外の第三の場における多様な人との交流や体験の機会が少ないと、多様な価値観に触れ、それらをもとに自ら判断や選択をする力、他者との関係を構築する力及び挑戦する意欲を育みにくくなります。

i 青少年育成の必要性を理解している地域の大人からも、「中高生世代と関わりたいが接点がない」、「青少年が抱える課題が見えない」などの声があります。青少年と地域の結節点の構築に努め、将来の地域社会の担い手である青少年が、早くから地域に自分の居場所を見つけられることが大切です。

j 学校・家庭・地域が連携交流しながら、子ども・青少年の創造性・自主性・社会性を育んでいく必要があります。

(4) 子ども・青少年の実態

- a 子ども・青少年は、自身の考えや思いを対外的に主張する力がまだ十分ではありません。そのため、抱えている課題が認識されず、その思いや考えが施策に反映されにくい状況です。一見すると問題がなさそうな子ども・青少年も、実は課題を抱えている可能性があり、少しのつまずきで困難に陥ってしまうリスクを抱えています。
- b 悩みや困っていることを相談するには信頼関係が必要です。親子で一緒に活動する時間・機会の減少など親子関係も変化する中、家族や学校の先生、地域の人など、周囲に信頼できる大人がいない場合、悩みを抱え込んでしまい、孤立してしまいます。また、そのような弱みを利用され、犯罪に巻き込まれる場合もあります。
- c 公益財団法人よこはまユースが実施した「青少年期の体験活動・社会活動に関する実態調査」（平成29（2017）年度）によると、青少年期の体験機会が豊富な人ほど意欲的で社会性が高い傾向がありますが、20代から40代まで年代別にみると、若い年代ほど中学生期の体験機会の頻度が低くなっています。また、小学生から高校生までの体験機会の頻度を見ると、小学生の頃が最も高く、中学生、高校生と年齢が上がるにつれ、低くなっています。
- d 本市が実施した「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査」（平成30（2018）年度

）では、「自分のことが好きである」について、「まったくあてはまらない」と回答した市立中学校・高等学校に通う生徒は14.4パーセントとなっており、自己肯定感が低い状態にあると思われます。また、「あてはまらない」と回答した生徒ほど「居場所がない」等と回答しており、自己肯定感が低い青少年ほど、学校・家庭以外の第三の場を持たない傾向があります。

e 多くの中学生が加入する部活動の休養日の設定などにより、学校以外の居場所の重要性も高まっています。

f 平成29（2017）年度の市立中学校等卒業者の高校等進学率は99.2パーセントですが、県内の公立高校退学者数は増加傾向にあります。加えて単位制、通信制など、多様な通学形態や広域化により青少年のライフスタイルに広がり生まれることから、中学時代以上に学校外の場の必要性が高まります。

g 思春期世代にある青少年は、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期です。いじめ、不登校・中退、ひきこもり、無業、依存症、虐待、自死など、青少年が抱える悩みや課題が深刻な状況にならないよう青少年を見守り、支える環境づくりを進める必要があります。

(ウ) 小学生の放課後の居場所の質の向上

a 本市の放課後児童育成施策全体の方向性として位置付けている「放課後児童育成施策の推進にあたっての

基本的な考え方」に基づき、「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」を、それぞれの特徴を生かしながら、全ての子どもたちにとって安全で豊かに過ごすことができる居場所としていく必要があります。

- b 放課後の時間は、児童が基本的な生活習慣や異年齢児等との関わりなどを通じて社会性を取得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」としていく必要があるため、一層、サービスの質を向上させていくことが求められています。また、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、それぞれの地域・学校の実情や特色に応じた多様な活動を推進することが期待されています。
- c 配慮が必要な児童の増加等に伴い、職員に専門性が求められています。また、子どもの健やかな成長を育むために、学校の教職員との間で児童に対する共通理解を深める必要があります。
- d 「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換により、令和 2（2020）年度以降は全ての小学校で、放課後から19時までの居場所の提供ができます。一方で、クラブによって利用児童数や活動スペースに差があり、十分な場所が確保できていないクラブがあります。
- e ニーズ調査では、保護者が今後望むこととして、2事業共通して「施設・設備の充実」、「職員体制の充

実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」、「プログラムの充実」、「行事・イベントの充実」、「学校との連携強化」などの割合が高くなっています。

(エ) 子ども・青少年育成に携わる人材・団体の連携の必要性

a 地域では、多くの人々が子ども・青少年のために多様な活動を行っています。子ども・青少年は、こういった地域の大人や団体と出会い、交流することを通じて成長していく中で、悩みに対する答えを見つけることや、窮地から救われることもあります。一方で、子ども・青少年育成に携わる大人や団体がお互いの活動を知り、連携する機会はあまり多くありません。地域の大人・団体等が他の地域資源を知り、連携することによって、それぞれの活動の幅が広がり、課題を抱える子ども・青少年の複合的支援が可能になります。

b 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、子ども・青少年を見守る意識を醸成するとともに、地域全体で子ども・青少年が課題を抱える前の予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期の支援につなげられるような環境をつくっていくことが必要です。

イ 目標・方向性

(ア) 小学生のより豊かな放課後の居場所づくり

a 放課後児童育成事業の質の維持・向上を図り、全ての子どもたちにとって一層安全で豊かな放課後の居場

所づくりに取り組みます。

- b 人材確保を支援する取組を継続するとともに、子どもの発達や児童の健全育成に関する専門的な研修等により、職員の確保や育成を図っていきます。また、児童の発達段階に応じたきめ細かな対応や、障害のある児童など特別な配慮を要する児童に対する支援を強化します。
- c 保育・教育基盤の充実に伴い増加する留守家庭児童が、いつでも「放課後キッズクラブ」又は「放課後児童クラブ」を利用することができ、併せて、全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、放課後のより良い環境づくりに取り組みます。
- d 子どもたちが創造性・自主性・社会性を育むことができ、また、事業主体が子どもに向き合う時間を十分に確保できるよう、体験活動や文化活動等のプログラムの充実や運営負担を軽減させる支援策に取り組みます。また、より豊かな居場所となるよう、保護者の関わりや地域の参画をより一層深めていくとともに、運営の評価・検証を行うことで、サービスの向上を図っていきます。
- e 「放課後キッズクラブ」については、全校設置完了を踏まえ、全ての子どもたちが放課後に有意義な時間を過ごすことができ、留守家庭児童が基本的な生活習慣を確立できる居場所となるよう、ニーズや事業の趣旨に沿った見直しを行います。

- (イ) 子ども・青少年の成長を支える基盤づくり
 - a 子ども・青少年は、多様な体験や、様々な世代の人との交流の中で自己決定力を身に付けていきます。そのため、プレイパークや青少年関連施設等で子ども・青少年が自然・科学・社会体験など多様な体験ができる環境を提供します。
 - b 青少年の健全な成長には、学校や家庭以外の第三の場や多様な世代との交流、体験機会が必要です。青少年の地域活動拠点等が中心となって、市民利用施設との連携強化や人材・団体などの地域資源とのネットワークを構築することで、青少年の交流機会・プログラムの提供や居場所の充実、地域での見守りを進めます。
 - c 青少年にとって魅力ある事業とするため、利用者アンケートやヒアリングなどにより、実際に青少年の声を聞きながら事業を推進していきます。
- (ウ) 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
 - a 青少年との日常的な関わりを通して関係性を構築し、自立した大人になるためのロールモデルとなることや、青少年が抱える課題を早期に発見することができる第三者が必要です。それぞれの地域で、青少年が過ごす場のスタッフが青少年に目を向け、継続して見守ることができる環境づくりや場づくりを進めます。
 - b 人材・団体が他の地域資源と連携することで、それ

それぞれの活動の幅が広がり、課題を抱える青少年の複合的支援につながるようにします。

- c 青少年を取り巻くリスクが多様化する中、青少年の地域活動拠点など、青少年の誰もが来ることのできる場を充実させ、スタッフなどの第三者とのコミュニケーションを促進することで、課題を早期に発見し、必要に応じ関係機関につなぐなど、健やかな成長を支援します。
- (エ) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり
- a 青少年指導員、民生委員・児童委員、子ども食堂や学習・生活支援、プレイパーク、スポーツ指導等に携わる方、子ども会等の青少年団体や市民利用施設のスタッフなどの多様な人材・団体が、区・地域において子ども・青少年と接点を持っています。子ども・青少年や地域における人材・団体が自らの活動に生かせるよう、接点を持つ人材・団体の情報を集積し、提供します。
 - b 子ども・青少年育成に係る人材・団体に対し、講座や研修会等を通じ意識や知識の向上を図るとともに、交流の機会等をつくることで、育成・支援の輪を広げます。
 - c 子ども・青少年の育成・支援は自らの責務であることを全ての大人が認識し、共通の地域課題として、地域の中で青少年を見守り、支える環境づくりを進める

ための広報・啓発を拡充します。

(3) 基本施策 3 若者の自立支援施策の充実

ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、本人の状態に応じ、次のステップアップにつながる段階的かつ切れ目のない支援を行います。

ア 現状と課題

(ア) 青少年・若者の状況

- a 家庭環境が多様化する中、保護者の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで困難を抱える青少年・若者がいます。
- b 少子化や情報化社会の進展などを背景に、家族以外の社会や地域の人と直接つながる機会が減少しています。そのような中で、貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの困難を抱えている青少年・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況があります。
- c 家庭環境や社会環境の変化により、コミュニケーション能力や自己肯定感を育みにくくなっており、社会的・経済的に自立できない若者が増えるリスクが高まっています。
- d 中学校を卒業すると、地域社会と本人・家族がつながる機会が少なくなり、さらに、高校進学後は本人に対する支援も少なくなることが課題です。
- e 県内の公立高校の中退者は増加傾向にありますが、

高校を中退した場合、中学卒業資格者に対する求人が少ないため、進路選択の幅が狭くなります。

- f ひきこもりや無業状態が長く続くと、本人はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があります。
- g 「横浜市子ども・若者実態調査／市民生活実態調査」（平成29（2017）年度）によると、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方は約 1.5 万人いると推計され、平成24（2012）年度調査時の約 8 千人と比較して増加していると推定されます。また、40歳から64歳まででは約 1.2 万人と推計されています。
- h 内閣府の「生活状況に関する調査」（平成30（2018）年度）では、40歳から64歳までのひきこもり状態にある方が全国で約61.3万人いると推計されています。また、同調査においてひきこもりに該当するとされた回答者のひきこもり期間は7年以上が約半数であり、30年以上も 6.4 パーセントという結果となっています。ひきこもりは、若者特有の問題にとどまらず社会問題化しているため、国の動向等を踏まえた今後のひきこもり支援施策の検討が必要です。
- i 本人及び家族にひきこもり状態にある自覚がない、相談先があること自体を知らない、困難を抱える若者に対する周囲の理解が不足していることなどから、本人・家族ともに支援機関等に相談できずに抱え込んで

しまい、ひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられます。

j 貧困、ひきこもり、無業状態などの青少年・若者が抱える困難な状況が長期化・深刻化する前に、早期に発見し支援につなげることが求められています。

(イ) 地域社会全体で支援するための環境整備の必要性

a ひきこもり状態にあるなど困難な状況にある若者が増加している背景には、家庭環境や社会環境の変化など様々な要因があり、本人や家族は複合的な課題を抱えています。

b 支援機関や民間団体等による相談、プログラムの提供、就労支援、居場所の運営など、本人の心身の状態に応じた段階的な支援が必要です。

c 本人が再び社会参画に向けて歩き出すため、ひきこもり状態にある若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人なりの自立を見守り、支える地域の力が重要です。

d ひきこもり等の困難を抱える若者が家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活習慣、学習習慣及びコミュニケーション能力を身に付けることや、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるようになるなど、地域や社会の環境整備が必要です。

e 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要で

す。

イ 目標・方向性

(7) 若者自立支援機関などによる支援の充実

- a 区役所や若者自立支援機関だけでなく、学校、民間団体、家族会、当事者会などと連携して、困難を抱える若者の自立や就労に向けた支援に取り組みます。
- b 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた本人・家族への継続的な支援を行います。また、関係機関等への専門的な助言、研修等による人材育成、関係機関や地域との連携など若者支援の中核機関としての取組を強化します。
- c 地域ユースプラザでは、ひきこもり等の様々な困難を抱える若者に対する総合相談、居場所の提供及び社会体験プログラムを実施します。また、区役所に出張し、ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談等を実施することで、身近な地域の相談を充実させます。区や地域で若者の支援活動を行っている団体と連携し、応援パートナーの養成・派遣や地域における包括的な支援ネットワークを構築します。
- d 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談への対応や若者一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しな

がら、就労前後の継続的な支援を行っていきます。また、高校等への出張相談を行い、在学中から就職活動の支援を行い、若年無業や将来的な生活困窮の予防を図ります。

e よこはま型若者自立塾では、農作業やボランティア、共同生活などを通じて、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上など、若者の自立に向けた支援を行います。

f 生活困窮状態にある、あるいは養育環境に課題があるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、基礎的な生活習慣を身に付けるための寄り添い型生活支援事業や、高校等への進学・中退防止に向けた寄り添い型学習支援事業を実施します。

g 中学校、高校及び大学に対して若者自立支援施策の理解促進を図り、課題を抱える学生を適切な支援機関につなげることができるよう関係機関との連携強化に取り組んでいきます。また、高校中退防止や進路未決定者への支援の充実を図ります。

h 青少年の地域活動拠点では、主に中高生世代の居場所、異年齢との交流の場、社会体験の機会の提供などを行うことにより、将来の自立に向け、社会参画に向かう力を育成します。さらに、地域における人材・団体とのネットワーク構築により、抱える悩みや課題が深刻化しないよう地域の中で見守っていく環境を醸成

していきます。

(イ) 社会全体で見守る環境づくり

- a ひきこもり等の困難を抱える若者やその家族を孤立させずに、早期に適切な支援につなげるため、民生委員・児童委員や青少年指導員など、様々な地域人材への理解促進・意識啓発に取り組みます。
- b 関係機関や民間団体等への研修や交流を通じて、ひきこもり等の困難を抱える若者への支援方法の共有や連携を強化し、質の向上を図ります。
- c 相談機関につながりやすくするため、本人・家族、地域住民などへの支援内容の周知とひきこもり等に対する理解促進に取り組みます。
- d 本人の状況に合わせた社会体験・就労体験の場を提供できるよう、地域の企業・団体への困難を抱える若者に対する理解促進を図ります。
- e 当事者グループや家族会など、民間団体等が提供する支援との連携を強化します。
- f ひきこもりについては、若者から中高年までの切れ目のない支援や、当事者のみならず、その家族も含めた支援が必要であるため、引き続き、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援体制等について検討していきます。

(4) 基本施策 4 障害児への支援の充実

増加傾向にある発達障害など、障害児が早期に支援を受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図

るとともに、障害児通所支援のサービスの質の維持・向上を図ります。

医療的ケア児等が在宅生活において必要とする、医療・福祉・教育分野等の総合的な相談体制の構築及び受入体制の充実に取り組めます。

ア 現状と課題

(ア) 障害のある子どもを取り巻く状況

- a 障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育てに不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気付き、子育ての力を高められるような支援が求められています。
- b 本市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。特に軽度の知的障害児や知的な遅れのない発達障害児の増加が顕著になっており、従来の障害福祉・教育等施策では十分に対応できていない現状となっています。このため「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児」に対する施策について、平成 30（2018）年度に発達障害検討委員会から提出された報告書及び令和元（2019）年度の障害者施策推進協議会への諮問・答申を受け、施策の再構築や具体的な取組などが求められています。

- c 地域療育センターの新規利用児も増加しており、その約 7 割が発達障害児です。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みであり、支援体制の一層の充実が求められています。
- d 障害児の通所支援は、ニーズの増加に対応して事業者数が年々増えており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。
- e 障害児相談支援事業所の不足等により、切れ目のない十分な相談支援体制が確立できていない状況です。障害児が将来希望する暮らしを実現するために、必要なサービス利用を選択することができる相談支援体制が求められています。
- f 障害児の発達支援については、本人に対する支援に加え、保護者への支援が有効であると考えられ、体系的な保護者支援に取り組むことが求められています。
- g 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児や重症心身障害児が増えています。しかし、在宅生活において必要な支援を総合的に調整する専門的な体制がないことや、地域の医療機関や施設等において受入れが困難な状況があることが課題となっています。そのため、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制を構築し、受入体制を充実させることが求められています。
- h 市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細かな支援のために生活環境の改善

が必要になっている施設があります。

(イ) 療育と教育の連携

- a 小・中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもの増加や、障害が重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携による、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた支援の充実が必要です。
- b 教育と福祉の連携等の推進に係る国の考え方を踏まえ、障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、本市においても、学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解及び連携の強化が求められています。

(ウ) 学齢期の障害児支援

- a 各学校において特別な支援が必要な子どもが増えている中、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方も踏まえ、様々なニーズに対応することが求められています。また、多様な学びの場で、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくためには、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性の向上が必要不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応、多様なニーズに応じた学びの場の提供及び保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。
- b 障害のある子どもたちにとっても、放課後、夏休みなどの長期休業中は、普段の家庭生活や学校生活とは

異なる経験や体験ができる機会です。学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことのできる場の充実が必要です。

- c 学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害児の新規診療、相談件数も引き続き増加しており、体制強化が求められています。また、ライフステージを通した切れ目のない支援のためにも、関係機関との連携を図りながら、就労など成人期を見据えた支援を行っていく必要があります。

(エ) 障害への理解促進

- a 保育所、幼稚園、認定こども園等に通う発達障害児が増えています。子ども同士が生活する中で、互いを認め合い、共に育ち合うことが重要です。

また、地域においても、その一員として育つことができるよう障害への理解の促進を図り、子どもが安心して成長できる環境をつくっていくことが大切です。特に発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況にあり、市民の理解を深めていく必要があります。

- b 幼少期・学齢期から、健常者が様々な場面で障害のある人たちと出会い、つながることで、障害特性や対応などの理解を深めていくことも重要です。

イ 目標・方向性

(ア) 地域療育センターを中心とした支援の充実

- a 障害がある又はその可能性のある児童及びその保護

者等に、相談から診断、療育までの一貫した支援を行います。

b 切れ目のない支援に向けて、保育所、幼稚園、学校及び自主的な活動である地域訓練会などとの連携強化を進めます。

c 初診までの待機期間の短縮を目指すとともに、利用申込みを受けた際は、できるだけ速やかに面談を実施し、早期に支援を開始する相談体制の充実を図ります。

(イ) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援

a 地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施、幼稚園及び保育所等と小学校との連携による情報の共有化等により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

b 国の「教育と福祉の一層の連携について（通知）（平成30（2018）年5月）」に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備に取り組みます。

c 障害児相談支援事業所を増やすことにより、希望する全ての方が障害児相談支援を受けられる体制を目指します。

(ウ) 学齢障害児に対する支援の充実

a 国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供すると

ともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上させ、校内支援体制の充実を図ります。

- b 学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながら療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

- c 学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

(エ) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化

- a 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かな支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めます。
- b 常に医療的ケアが必要な障害児やその家族の地域での暮らしを支援するため、市内方面別に多機能型拠点の整備を進めます。

(オ) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実

- a 医療的ケア児や重症心身障害児が、在宅生活において必要とする医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制を構築します。
- b 医療・福祉・教育分野等の関係機関が一堂に会し、

地域における支援体制を構築していくために、課題の共有、意見交換、支援策等の検討を行います。

c 医療的ケアが対応可能な医療・福祉・教育分野等の受入体制の充実を図ります。

d 医療的ケアが必要な重症心身障害児等を在宅で介護する家族の負担軽減と生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに病院での受入れを行います。

(カ) 障害への理解促進

障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかに成長できるよう、障害の区別なく共に暮らす社会を目指して、市民の障害への理解を促進します。そのため、乳幼児期、学齢期から相互理解に向けた教育や取組を進めるとともに、障害のある方や市民団体等の協力による地域住民への啓発、交流の促進及び日頃の生活の中で関わることのできる仕組みづくりに取り組みます。

(5) 基本施策 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。

心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援を受けられるよう、相談体制の強化等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

ア 現状と課題

- (ア) これから妊娠・出産・子育てを迎える若い世代の状況
- a 子どもが健やかに生まれ成長していくためには、子どもの健康のみならず親が健康であることが何よりも大切です。若い世代の男女が、正しい知識を持ち、心身の健康を大切にしながら、主体的に自らのライフプランを選択することができるよう、これから経験する妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが重要です。
 - b 思春期は、その生活習慣が次世代の健康にも直結する重要な時期ですが、同時に身体面・精神面ともに成長・発達する、変化が大きい時期でもあり、家族問題等と複雑に関係しながら、心と体に様々な問題が表面化することがあります。思春期特有の健康課題、性に関する不安や悩み等の相談に応じるとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、子どもの行動を受け止める地域づくりなどが重要です。
 - c ニーズ調査では、自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.4パーセントに上り、将来子どもを産み育てることのイメージが持ちにくくなっています。
 - d 内閣府の「母子保健に関する世論調査」（平成26（2014）年度）によれば、20代の男女のうち16.4パーセントが「女性の年齢による妊娠しやすさの違い」について「知らない」という実態が明らかになっています

。不妊の要因は女性だけでなく男性にもあることや、妊娠・出産に適した年齢があることなど、不妊に関する正しい知識の普及が重要となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「第15回出生動向基本調査」（平成27（2015）年）によれば、不妊について心配したことのある夫婦は35.0パーセントで、実際に不妊の検査や治療をしたことがある夫婦は全体の18.2パーセントであることも明らかになっています。子どもを産み育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による経済的な負担軽減への支援が必要です。

e インターネットやSNS等の普及に伴い、様々な情報が容易に手に入りやすくなっている一方で、誤った情報により不安が助長されてしまうことも懸念されます。このため、不妊や不育に悩む人が正しい情報を入手し、個々の状況に合った選択ができるよう取組を充実させる必要があります。

f 様々な事情により、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きにとらえることができない「予期せぬ妊娠」では、母子の健康に大きな影響を及ぼすばかりではなく、生後間もない虐待による死亡につながる場合もあります。厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等（第15次報告）」（令和元（2019）年度）によると、平成29（2017）年度中に発生した虐待死亡事例（心中以外）52人のうち「予期

しない妊娠／計画していない妊娠」に関連した事例は16人となっています。そのうち、生後24時間に満たない死亡と考えられる「生後0日死亡」は9人となっています。妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないよう、相談支援の体制を充実させる必要があります。

(イ) 妊娠・出産・子育て世代の現状と課題

- a 結婚年齢の上昇等に伴い、本市における35歳以上の高齢出産の割合は、平成15（2003）年では17.8パーセントでしたが、平成29（2017）年には33.4パーセントとなり、出産する女性の3人に1人となっています。これは、全国（28.6パーセント）と比べても高い数値となっています。出産年齢が高齢化すると、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群などの合併症のリスクが高まり、母体や胎児にも様々な影響があるだけでなく、産後の母体の回復が長引く傾向があり、産後の母の心身の不調や育児の負担感にも影響を与えています。
- b ニーズ調査では、「妊娠中や出産後に重要なサポート」として、「赤ちゃんの育児相談」（59.0パーセント）に次いで「母親の健康面の相談」を挙げる人が48.5パーセントいるなど、母体に過重な負担がかかっている状況が伺えます。妊娠・出産後も働き、仕事と妊娠、出産、子育てや家事、介護の両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援の必要性が高まっています。

また、「子育てに対する周囲（祖父母や友人、知人

、近所の人等)からの支え」について、18.6パーセントの人が「いずれもない」と答えており、5年前調査と比較して増加しています。結婚・出産年齢の上昇に伴い、これまで子育て家庭を支えてきた祖父母世代も高齢化するなど子育て家庭の状況が多様化する中で、妊娠・出産や子育てへの支援の重要性が高まっています。

さらに、「子育てに不安を感じたり、自信を持ってなくなったりしたことがある人」の割合は、「妊娠中」で58.1パーセント、「出産後、半年くらいまでの間」で76.1パーセントとなっており、過去10年間で増加傾向にあります。妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させるとともに、特に産前産後に子育ての負担を軽減し安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。併せて、地域の子育て関係者と連携しながら、親自身が子育てについて必要な知識や技術を学ぶ場を提供するなど、安心して出産・子育てができる環境を整えることが重要です。

- c 出産後、約1割の産婦が「産後うつ」を発症すると言われています。産後の母親の心の不調は、子どもの成長発達に重大な影響を与える可能性があるため、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握するとともに、妊娠期からの適切な支援を行う必要があります。

- d 手軽に入手できる育児情報が増加する一方で、育児を身近に感じる経験や周囲からの支えの不足が、育児の不安感や負担感につながっています。多胎児育児、子どもの発達や発育の偏り、疾病、養育者の心身の不調等、様々な要因から生じる「育てにくさ」、「育児のつらさ」を抱える養育者に寄り添いながら、乳幼児健康診査等の場で、子どもの健やかな成長・発達が確保されるよう、必要な支援を行うことが重要です。
- e 平成25（2013）年度では86.0パーセントだった「3歳児でむし歯のない者の割合」は、平成30（2018）年度には90.3パーセントとなりました。一方で、第1子に比べ第2子以降のむし歯の割合が高いことや、「噛めない」、「うまく飲み込めない」などの食育と関連した口腔機能の問題が発生しています。また、平成30（2018）年度の妊婦歯科健診の受診率は36.6パーセントに留まっており、母体や胎児の健康維持のため受診率を向上させるとともに、健診を機会に家族の歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう、妊娠期からの一貫した働きかけが重要です。
- f 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、子育て家庭が地域で孤立することなく、温かく見守られ支えられる包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。

また、母子保健事業の充実を通じて、妊娠期からの児童虐待の予防に取り組むことが重要です。

(ウ) 産科・周産期医療、小児医療の充実

a 産科については、出産場所やNICU等周産期病床の確保など、周産期医療の質と安全性の向上を図ってきました。今後、高齢出産等ハイリスク分娩への対応や、女性医師が多い産科医の勤務環境改善などにより、より安全で安心な出産ができる環境づくりが求められています。

b 小児科については、安定的に救急医療を提供していくために、医師の確保が課題となっています。

c 多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に対するニーズは高い状況です。小児救急医療機関の適正利用、子どもが病気のときの適切な対応等について、引き続き、家庭向けに情報提供していくとともに、小児救急医療体制の安定的な運用を行うことが求められています。

d 家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもが医療機関への受診をしやすい環境を築くため、平成31(2019)年4月より、小児医療費助成制度の通院助成対象の上限を小学6年生から中学3年生までに拡大しました。

イ 目標・方向性

(ア) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実

- a 将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、若い世代に分かりやすく妊娠、不妊及び出産に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。
 - b 妊娠、不妊及び出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
 - c 妊娠・出産を希望する人が不妊治療を受けやすくするため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に対する助成を実施します。
 - d 様々な事情から予期せぬ妊娠をした人等が一人で悩みを抱えることなく気軽に相談ができるよう、相談窓口「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止め、区福祉保健センター等と連携しながら切れ目のない相談支援を充実させます。
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
- a 母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。また、妊娠中から歯の健康に関する正しい知識を持ち、主体的に予防の取組を行うことで、妊婦だけでなく家族の生涯にわたる健康増進につながるよう、妊婦歯科健康診査を実施します。
 - b 安心して出産できる環境を確保するため、分娩取扱施設の維持を図るとともに、産婦人科の医師確保につ

いて支援を行います。

- c 急な病気やけがの際に、「今すぐ救急車を呼ぶべきか」、「どの科を受診すべきか」などの受診相談や、急病時に受診可能な医療機関を案内する「横浜市救急相談センター（#7119）」により、小児救急を含めた救急医療に関する電話相談体制を確保します。
 - d 子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに、慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。
- (ウ) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- a 妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、区福祉保健センターに母子健康手帳交付時の相談等を専任で行う母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期の相談支援をより一層充実させます。横浜市版子育て世代包括支援センターとして、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に取り組みます。
 - b 出産前から赤ちゃんのいる生活を想定し、産後の家事・育児の準備ができるよう、両親教室等を充実させます。
 - c 主に第1子が出生した家庭に対して、保健師、助産師等の専門職が訪問し、母と子の健康状態を確認する

とともに、育児に関する不安・悩みの相談に応じるなど、家族への支援を行う新生児訪問を充実させます。

d 民生委員・児童委員などの地域の訪問員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を充実させ、親子が地域で孤立せずに、安心して育児ができるよう支援を行います。

e 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に家事・育児の負担を軽減するため、産前産後ヘルパーを派遣するとともに、出産直後の母子へのケア等を行う産後母子ケア事業（デイケア・ショートステイ・訪問型）に取り組み、安定して生活を送れるよう支援します。また、孤立しやすく育児等の負担が大きい、多胎児がいる妊産婦や家庭への支援の充実に取り組みます。

f 産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し支援を行うため、産婦健康診査において、「お母さんの心の健康アンケート」を実施するとともに、妊娠期から地域の産科、精神科、小児科や助産院等の医療機関同士及び区福祉保健センターが連携する仕組みづくりを進めます。また、妊産婦やその家族に対し、産後うつに関する知識の普及啓発に取り組みます。

(エ) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

a 乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障害の早期発見・早期支援につながるよう、乳幼児健康診査や保健指導、訪問指導に取り組みます。また、継続

的な支援が必要な場合には、関係機関と連携し適切な支援を行います。

- b 養育者の育児不安を軽減し、見通しを持って子育てができるよう、乳幼児健康診査等の機会を通じて、子どもの発育・発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。
- c 子育てを困難に感じる養育者が、悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、保健師・助産師等による個別相談や家庭訪問において、個々の状況に応じた支援に取り組みます。また、子育ての不安や孤立感を抱える家庭に対しては、育児支援家庭訪問員が継続的に訪問し相談支援を行うほか、育児支援ヘルパーを派遣するなど、安定した育児ができるよう支援します。

(6) 基本施策 6 地域における子育て支援の充実

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、子どもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

ア 現状と課題

(7) 地域での子育て支援の場と機会の必要性

- a ニーズ調査では、地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増えており、平成25（2013）年度では40.2パーセントでしたが、平成30（2018）年度では44.2パーセントとなっています。一方で、子育てに

ついて不安を感じたり、自信が持てなくなったりすることがよくあったと回答した人も、前回調査に比べて増えており、支援ニーズは依然高い状況にあります。

b 国勢調査（平成27（2015）年）によると、本市の6歳未満の親族がいる世帯の約95パーセントが核家族であることや、ニーズ調査では、18.6パーセントが祖父母や親族など「子育てに対する周囲の支えがない」と回答していることから、孤立した子育てになりやすい環境にあることが伺えます。

c このような環境の中で、子育て家庭が日常的に感じる小さな疑問や困り事を、大きな悩みになる前に気軽に相談し解決できる場を、子育て家庭の日常の中の身近な場所につくることが求められています。

また、未就学児全体の保育所等の利用割合が増えており、親子の居場所利用者の半数以上が幼稚園・保育所等を利用している状況であることから、自宅で育児をしている家庭だけでなく、全ての家庭に向けて、地域での子育て支援の取組を進める必要があります。

(イ) 妊娠期からの支援の重要性

a ニーズ調査によると、初めて子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない保護者は74.4パーセントとなっており、日常生活の中で子どもと接する機会がなく、子育ての具体的なイメージを持ってないまま親になる人が多いことが分かります。これらの人については、子育てについて不安を感じたり、自信を持って

なくなったりしたことがある割合が比較的高い傾向にあります。このことから、「出産・子育てのイメージを持つこと」が、安心して子育てをするためには大切です。

- b 特に生活が大きく変化する妊娠期からの支援に重点を置き、見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるように支えることが重要です。保育所等の利用が増える中、妊娠中・育児休業中に地域での支援を知り、利用することが、その一時の支えとなるだけでなく、「困った事があれば相談できる」という安心感を持った子育てへとつながります。

さらに、ニーズ調査では、地域の子育て支援施設の利用目的のうち「子どもの遊び、子ども同士の交流」に次ぎ「保護者同士の交流」と回答した人の割合が高くなっており、仲間づくりの場の提供への期待が大きいことにも着目する必要があります。妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援することも、地域での子育て支援に求められる役割と言えます。

- (ウ) 個々の家庭状況やニーズに応じた支援の実施のための質の維持・向上

- a 子育て家庭の置かれる状況が多様化することに対応し、支援のニーズも複雑化しています。
- b 第1期計画期間では、子育て家庭や妊産婦を必要とする支援により効果的につなげるため、地域子育て支援拠点で利用者支援事業（基本型）を開始し、地域の

関係機関との連携調整や、子育て支援資源の開発・育成への取組など、相談機能の充実を図ってきました。それにより、地域子育て支援拠点における相談件数は毎年増えており、第 1 期計画策定前の平成26（2014）年度と平成30（2018）年度を比べると、約 1.6 倍となっています。

- c 第 2 期計画期間ではこれまでの取組を踏まえ、引き続き、支援の質の維持・向上に取り組むことが重要となります。支援者一人ひとりのスキルアップを図るとともに、支援者同士の連携による質の向上も求められています。さらに、これまで地域の支援を利用していなかった、あるいは利用しにくかった方にも利用していただけるよう、新たな支援方法の検討も必要です。

(エ) 地域ぐるみで子育てを支える環境づくり

- a 少子化や地域でのつながりの希薄化が進む中、孤立しない子育てのためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、助け・助けられる地域でのつながりが重要です。子育て家庭同士でのつながりだけでなく、様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい、「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。その中では、親になる前に子どもの世話をする機会が得られるよう、これから親になる世代に関わってもらうことも、大切な視点です。また、時に「支援する側・される側」という枠を超えて互いに支え合うことを通じ、保護者が地域社会に関心を持

ち、子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるような働きかけを継続することも、地域づくりには大切です。

- b 親子の居場所の利用者からも「居場所に来ることで親同士や地域とのつながりができていることを実感する」との声が寄せられています。「地域に子育てを助けてくれる人がいる」、「近所付き合いが楽しい」と感じ、地域のことを「我が事」として考えていける機運を醸成することが重要です。そのため、横浜市版子育て世代包括支援センターとして、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が連携し、地域の子育て支援に関わる人と協力しながら、「地域づくり」を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

(カ) 多様な預かりニーズへの対応

- a 子育てに負担を感じることは誰にでもあり、子どもを一時的に預け、リフレッシュできることで、子どもと向き合う気持ちを新たにできる機会はとても重要です。近くに親や親族が住んでいないことや、近隣関係の希薄化などにより「日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる」という割合は少なくなっており、リフレッシュの機会、保護者の体調不良等の緊急時の利用など、様々な一時的な預かりのニーズに応えることで、子育てに伴う身体的・精神的な負担の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められています。

b 保育所等を利用していない親子にとっては、一時的な預かりを利用することで、単に預かりのニーズを満たすだけでなく、「親とは別の目で子どもの成長を見守ってもらえる人」や「子育ての相談をできる場」を持つことにもつながります。これは、悩みを家庭で抱え込まずに、様々な人の手を借りながら子育てをするために大切な環境と言えます。また、限られた大人の中で育つ子どもにとって、預かりを通じ、子どもを温かく見守る多くの人と触れ合うことは大切な機会となります。

イ 目標・方向性

(7) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実

a 子どもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で様々な人と出会い、交流することは、豊かな子育て環境を整えるために大切です。そのため、引き続き、親子にとって身近な居場所の拡充と、その認知度の向上を図ります。また、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの支援及び父親や祖父母等、家族全体への支援の充実に取り組みます。

b これまで地域での子育て支援を利用していなかった親子も気軽に利用できるよう、アウトリーチ型の支援など、新たな手法も取り入れ、支援の充実を図ります。

c 子育て中の親子の協力を得て、中学生・高校生が子育て中の親子と触れ合うことのできる場や機会をつく

るなど、次世代に向けた働きかけにも取り組みます。

- (イ) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり
 - a 子育て支援に関わる人材の発掘・育成に係る取組を継続します。「支援する側・される側」という枠を超え、親子同士あるいは親子に関わる人が互いに「支えられる安心・支える喜び」を感じることで、子育て家庭が次の支援の担い手となるような丁寧な取組を継続します。
 - b 子育て家庭に関わる人だけでなく、多くの人の子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る機運を醸成する取組を推進します。子育ての現状や支援の必要性を地域の住民が理解できるよう、機会をとらえて働きかけを行うとともに、様々な施設・機関・地縁組織・人が持つ多様な強みを生かして、子育て家庭を支えるつながりづくりに取り組みます。
- (ウ) 地域における子育て支援の質の向上
 - a 支援を充実させることと併せて、「保護者が自分に合った支援を選ぶ」ことも大切です。それぞれの家庭に寄り添い、ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携及び地域のネットワーク強化を図り、必要な支援を紹介するなど、きめ細かな対応を行います。
 - b 多様な支援ニーズに適切に対応するため、支援者を対象に体系的な研修を実施するなど、地域における子育て支援の質の維持・向上に取り組みます。

- (エ) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実
 - a 子育て中の保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、リフレッシュの機会や一時的な保育ニーズに応える預かりの場を拡充するとともに、預かりを通じた相談対応により、子育て家庭と子どもの育ちを支えます。
 - b 市民同士の預かりによる支え合い活動である横浜子育てサポートシステムでは、会員との丁寧な関わりによるコーディネートにより、地域でのつながりの輪を広げます。

(7) 基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子ども自身へのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

DVの防止に向け、広報・啓発を行うとともに、DV等の被害者に対し、相談から保護、自立に向けた切れ目のない支援の充実を図ります。

ア 現状と課題

- (ア) ひとり親家庭の生活状況
 - a 「国勢調査」（平成27（2015）年）によると、市内における20歳未満の子どもがいるひとり親家庭（他の家族等との同居を含む。）は26,391世帯おり、そのうち、母子家庭が22,803世帯、父子家庭が3,588世帯となっています。

- b ひとり親家庭では、一人で生計の維持と子育てを担う必要があり、いわゆるワンオペレーションの中、仕事と子育ての両立に悩みやすい状況にあります。
- c 「国民生活基礎調査」（平成28（2016）年）によると、ひとり親家庭の貧困率は50.8パーセントと、依然高い水準にあります。
- d 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査」（平成29（2017）年度）によると、児童扶養手当や養育費なども含んだ年間世帯総収入の平均は、母子家庭で361万円、父子家庭で643万円となっています。

また、母子家庭の86.3パーセント、父子家庭の89.4パーセントが就労していますが、母子家庭では非正規雇用での就労が半数近くを占め、就職してもパートや契約社員等の不安定な雇用条件で働いていることが多く、正規雇用に比べ安定した収入を得ることが難しい状況にあることが考えられます。ダブルワークなど複数の仕事を掛け持ちしている母子家庭も8.3パーセントと、数は多くないものの、一定の割合でいる状況です。さらに、母子家庭では収入や教育費、家賃など生活費に関する悩みが多く、父子家庭では「炊事・洗濯などの家事が十分にできない」ことや、「周りに相談する相手がない」といった悩みが多い傾向にあります。

- e ひとり親家庭の子どもにとって、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、精神面

に与える影響や進学ของ悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。本市が平成29（2017）年度に実施した支援者に対するヒアリング調査からは、親に無理をさせてはいけないと将来に夢や希望を持てなかつたり、自身の望む進学や職業選択を諦め就労を急いだりするといった傾向が伺えます。

(イ) ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性

a ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長するためには、親が安定した仕事に就き、生計維持ができるなど、家庭の安定した生活と自立が望まれます。

しかし、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親又は子どもの疾病・障害などの課題を抱えている場合もあり、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではありません。自立に向けて、個々の家庭の状況に応じ、こうした就業以前の課題にも対応していく必要があります。

b 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査」（平成29（2017）年度）によると、「ひとり親家庭の支援制度を利用したかったが利用できなかった」と回答した理由として、「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられています。また、父子家庭にも利用対象が拡大された制度がある中で、父子家庭への情報提供についても工夫が求められています。制度の周知を図り、個々の状況に応じて必要な支援情報を届け、利用に

つなげるためには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、分かりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。

- c ひとり親家庭の方は、ひとり親であることをなかなか打ち明けることができなかったり、自分が頑張らなければと孤軍奮闘していたりと、望むと望まざるとにかかわらず社会的に孤立しやすく、一人で困難を抱えてしまう傾向にあると言われていています。そのため、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを共有し不安を解消していくなど、行政による支援だけでなく、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチも重要です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないほか、父子家庭においては当事者同士のつながりそのものが希薄であるといった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。

(ウ) 配偶者からの暴力（DV）の被害状況と女性福祉相談業務の状況

- a DV（ドメスティック・バイオレンス）について明確な定義はありませんが、一般的には、配偶者、恋人、パートナーなど親密な関係の相手から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的暴力や暴言などをいいます。
- b 本市の平成30（2018）年度のDV相談件数は4,842件で、近年は微増・微減しながら、全体的にはほぼ横ばいの傾向です。

- c 男性からのDV相談件数は全体の約1割ですが、年々増加傾向にあります。
- d 女性緊急一時保護件数は、平成25（2013）年度をピークに減少傾向です。減少の理由として、女性緊急一時保護における通信制限や外出制限等、相談者のニーズとマッチしないことが考えられます。一時保護に至らなかった場合、その後の危険性が高まることが懸念され、かつ子どもがいる場合には児童虐待の重篤化の可能性もあり、適切な支援策の検討が必要です。
- e 児童の面前でのDVは児童に対する心理的虐待であり、DVがある家庭で育った子どもは、情緒や行動の面で問題を抱えていることも少なくありません。また、子ども自身にも暴力や暴言、虐待が及ぶこともあります。平成31（2019）年3月に関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」でも、DV対応と児童虐待対応との連携強化が掲げられており、本市においても子どもへの心理的なケア、生活支援及び児童相談所と区役所との連携強化を図る必要があります。
- f DV加害者更生のための支援や若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの充実が求められています。
- g DV被害者、生きづらさや困難を抱える女性及びその同伴家族に対する安全の確保や保護から自立に向けた支援を総合的に行うとともに、関係機関との更なる

連携強化も必要です。

イ 目標・方向性

(7) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート

- a 個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、経済的な支援をはじめ、子育て、生活、就業及び養育費確保の支援など、ひとり親家庭の生活の安定に向けた自立支援を実施します。
- b 当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。また、当事者同士のつながりによる孤立感の解消や、特に父子家庭が抱える困難に着目した、情報提供や交流の機会づくりを推進します。
- c 親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための学習支援など、子どもの視点に立った、子ども自身への支援を充実させます。
- d 区役所や関係機関などで相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。
- e 施策の推進に当たってはひとり親特有の課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の充実も含め総合的な支援を推進するとともに、関係機関や

支援者が相互に連携した支援を推進します。

- (4) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全
- ・安心の確保、自立支援
 - a 横浜市DV相談支援センターにおける相談支援、区福祉保健センターにおける女性が抱える様々な問題に対する相談支援、一時保護を含めた自立支援を実施します。
 - b 女性に対する支援を行っている民間団体との協働による、生きづらさを抱える女性への継続的な支援を実施します。
 - c 女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、女性緊急一時保護中の安全確保と自立に向けた支援を実施します。
 - d 母子生活支援施設において、緊急に保護等の支援が必要なDV被害女性とその同伴児や、生活リスクを抱える母子に対し、一時的な保護と安定した生活に向けた相談・支援を実施します。また、養育に課題を抱えると思われる妊産婦を対象に、妊娠中からの保健指導等を含む支援を実施します。
 - e 女性緊急一時保護をためらう相談者に対して、DVや困難な状況の深刻化を防ぐため、短期間の一時的な居場所の提供と、気持ちの整理や今後の生活を考えるための相談支援を実施します。
 - f DV被害者等への相談支援及び自立支援において、関係機関や民間団体と連携するとともに、DV対応と

児童虐待対応との連携強化を図ります。

(ウ) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

a DV被害の相談支援に関わる職員の専門的知識・技術の向上と体制の強化を図ります。

b DV被害者を適切な相談支援につなげるため、効果的な広報・啓発を実施します。

c DV被害者支援の一環として、「加害者更生プログラム」を行っている民間団体の活動を支援するとともに、連携した取組を進めます。

d 若年層を対象として、SNSを活用したデートDV相談や理解促進のための講座等を実施します。

(8) 基本施策 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

子どもの命と権利を守るため、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化するとともに、児童相談所及び区役所の機能強化、職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携強化など児童虐待防止対策を総合的に推進します。

様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親などのより家庭的な環境で生活できるよう、社会的養護体制の充実を図ります。

ア 現状と課題

(ア) 児童虐待防止対策を取り巻く状況

a 本市では「横浜市子供を虐待から守る条例」（平成26（2014）年制定）に保護者、市民、行政及び関係機関の責務を明記し、同条例に基づき子どもの命を守る

ための施策を総合的に推進しています。

- b 本市の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成30（2018）年度は区役所で3,202件、児童相談所で6,403件、計9,605件と過去最多となり、また、これまでに児童虐待による死亡や重篤事例も発生しています。
- c 児童虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行える体制の充実や、専門性の高い人材の育成と確保が急務です。
- d 全国でも児童虐待により子どもの命が失われる事例が起き、児童虐待相談対応件数も年々増加しています。こうした状況を踏まえ、国においては平成30（2018）年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定するとともに、平成31（2019）年3月には関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、子どもの権利擁護や各自治体の体制・支援策強化に向けた具体的な対策が示されました。また、DV対応と児童虐待対応との連携強化も掲げられており、本市としても、DV被害者の同伴児への心理的なケアや個別対応、横浜市DV相談支援センターとの連携強化を図る必要があります。
- e 児童虐待防止対策の強化に向けた児童福祉法等の改正の内容や国の対策、増加する児童虐待相談対応件数

、本市での死亡・重篤事例等の発生状況を踏まえ、児童虐待防止対策の更なる強化が必要です。

- (イ) 児童相談所による児童虐待への迅速・的確な対応
 - a 児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の相談支援体制の強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成とともに、児童虐待防止対策に関連する法改正等を踏まえ、今後の児童相談所のあり方の検討を更に進めていく必要があります。
 - b 子どもの安全確保を最優先として、的確な評価・判断に基づく専門性の高い相談支援の実施が求められています。児童相談所の有する法的な権限を有効に活用しながら、一時保護が必要と判断される場合には、迅速に保護を実施する必要があります。
 - c 平成30（2018）年度の一時保護所保護件数は過去最多の1,499件となり、一時保護理由の複雑化等に伴う個別的な対応の増加や一時保護期間の長期化が課題となっています。児童の権利擁護のため、一時保護所の環境改善や一時保護期間の短縮化に向けた取組の推進が必要となっています。
 - d 特に児童虐待対応については、法的根拠に基づいた判断が求められます。本市では、令和元（2019）年度から中央児童相談所に弁護士を常勤配置しましたが、引き続き、法的対応力の強化に取り組む必要があります。
- (ウ) 区役所の児童虐待対応の機能強化と相談支援体制・在

宅支援策の充実

- a 平成26（2014）年に「虐待対応調整チーム」を全ての区役所に設置し、児童虐待通告の受理機関の役割、関係機関との連携調整など要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担っています。
 - b 児童虐待相談対応件数が増加する中、迅速・的確で組織的な対応が行えるよう、区役所の機能強化や職員の専門性の向上が必要です。
 - c 平成28（2016）年の児童福祉法の改正において、市区町村の機能としてソーシャルワークを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」機能の設置が努力義務として規定されました。さらに、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」では、これを令和4（2022）年度までに全市区町村に設置する目標が掲げられました。本市としても拠点機能の検討を行い、子どもとその家庭への相談支援体制の強化に向けた体制整備が必要です。
 - d 全国の児童虐待死亡事例のうち、0歳児の死亡人数は約6割を占めています。特定妊婦について、産後の児童虐待を未然に防止するために、産前・産後の支援の取組強化が必要です。
 - e 学齢期の支援が必要な子どもや、その保護者に対する効果的な在宅支援策の検討が必要です。
- (エ) 児童相談所と区役所の児童虐待対応における連携の強化

- a 平成26（2014）年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、児童相談所と区役所の連携を強化し、組織的対応を推進してきました。しかし、市内で発生した死亡・重篤事例の検証等から、正確なリスク判断のための情報共有など、双方の更なる連携強化の必要性が見えました。
 - b 区役所への「子ども家庭総合支援拠点」機能の設置に向けた検討と併せて、児童相談所と区役所が行う支援や連携のあり方についても検討が必要です。
- (カ) 支援が必要な子どもの早期発見や迅速・的確な対応、関係機関との連携

警察や学校との情報共有の仕組みづくりや、医療機関とのネットワークづくりなど、関係機関との連携強化に取り組んできた結果、関係機関からの児童虐待に関する通告や相談の件数は年々増加傾向にあり、今後も情報共有の仕組みの充実が必要です。

また、関係機関において安全の確認ができない等の児童虐待のリスクがある子どもの早期把握が求められています。国からも、乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児等の安全確認が求められており、関係機関とのネットワークの強化や関係機関に対する広報・啓発等の強化が必要です。

- (カ) 社会的養護に関する状況

- a 本市の平成29（2017）年度の施設入所・里親等への委託児童数は685人となっています。そのうち、里親

等への委託数は近年増加傾向にあります。様々な理由により家庭で暮らすことのできない子どもが、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安定した生活を送れるよう、施設等の養育環境の整備や家庭養育の更なる推進が求められています。

- b 里親や特別養子縁組等の家庭養育に関する制度に対する市民の認知度を高め、担い手の確保につなげていくことが重要です。
- c 地域で里親家庭が孤立しないよう、関係機関が連携し、里親を支援する体制の充実が必要です。
- d 施設においては、より専門的なケアを必要とする児童を支援するため、職員のスキルアップや職種に応じた専門性の向上が求められています。
- e 児童養護施設等の児童は、原則として18歳を経過したときに施設等を退所します。しかし、退所後に家族による支援が得られない場合が多く、経済的な困難、精神的な不安及び社会的な孤立により様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学への支援、情報提供及び生活相談等、安定した生活を送るための支援を計画的に提供する必要があります。

イ 目標・方向性

(7) 児童虐待防止対策の総合的な推進

- a 「横浜市子供を虐待から守る条例」並びに児童虐待の未然防止から発生時における対応、再発防止及び児

童の自立に向けた支援に至るまでの対応をまとめた「横浜市の子童虐待に対する 8 つの対策」をもとに、広報・啓発、体制の整備、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、情報共有の仕組みづくり等、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。

- b 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所と児童相談所の連携した初期対応の実施、支援体制の充実を図ります。
 - c 「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討するとともに、関係機関と連携しながら、地域の支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応、要保護児童等の早期発見や適切な支援、在宅支援を中心とした子ども自身へのケア並びに養育者に対する専門的な支援等を実施します。
 - d 増加する児童虐待対応と支援機能の強化のため、児童相談所の再整備を進めるとともに、児童虐待防止対策に関連する法改正及び児童相談所、一時保護所の現状を踏まえ、今後の児童相談所のあり方の検討を進めます。
 - e 児童虐待防止に対する市民意識の醸成と子どもを対象とした啓発活動を実施します。
- (4) 児童虐待対応における支援策の充実
- a 区役所での子育て支援を通じた児童虐待の未然防止、児童相談所における親子関係の再構築や養育改善のための支援の充実を図るとともに、児童福祉法等の改

正を踏まえた児童虐待の再発防止の取組を検討・推進します。

- b 児童相談所及び区役所と関係機関との連携の更なる推進を図るとともに、乳幼児健診未受診者や未就園児等の子どもの安全確認を継続的に実施します。
- c 各区の横浜型児童家庭支援センターでは、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、区役所や地域の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭に対する専門的な相談を行うとともに、子どもの短期間の預かりや一時的な預かりなど、きめ細かな支援を行います。
- d 子どもの安全確保を第一に迅速・的確に一時保護を行うとともに、子どもの最善の利益を考慮し、入所児童が安心感を持って安定した生活を送れるよう一時保護所の環境改善に向けた取組を推進します。
- e 一時保護においては、家庭復帰支援、施設等の入所に向けた多職種連携による対応、里親等への一時保護委託等、子どもにとってより良い養育環境を確保します。
- f 同伴児のいるDV被害者や被虐待児に対しては、児童養護施設や母子生活支援施設等の受入先の体制を確保し、安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援を実施します。
- g DV等による母子生活支援施設の緊急一時保護の枠を活用して、養育に課題を抱えると思われる妊産婦を対象に妊娠中からの保健指導等を含む支援を実施しま

す。

(ウ) 社会的養護体制の充実

- a 子どもの家庭養育優先の原則が明記された平成28（2016）年の改正児童福祉法及び平成29（2017）年の国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、本市の社会的養育の更なる推進に取り組みます。
- b 代替養育を必要とする子どもを施設や里親に円滑に委託できるよう、施設の安定的な運営や里親・ファミリーホームの担い手の確保及び育成を図ります。
- c より専門的なケアを必要とする児童の受入れや、入所児童の家庭復帰及び退所後の自立を支援していくため、施設の専門性の向上を図るとともに、ケア単位の見直しについて検討を進めます。
- d 里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。
- e 里親のリクルートや育成、委託里親への支援等を行うため、児童相談所や関係機関が連携した、本市におけるフォスターリング業務の実施体制の検討を進めます。
。
- f 児童養護施設等の退所後に、社会的にも経済的にも自立するため、施設等や関係機関による入所中から退所後までの継続した支援体制を構築します。
- g 資格取得及び進学・就職に係る費用の助成や自立援助ホームの活用等、施設等退所者の自立に向けた支援

策の充実を図ります。

(エ) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

a 児童虐待対応や代替養育に関わる職員及び里親などの養育者の専門性強化のため、各種研修等を実施します。

b 児童相談所及び「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討を踏まえた区役所の機能強化に向け、必要な体制整備、職員の専門性向上に取り組みます。

(9) 基本施策 9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にす地域づくりの推進

ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の推進に向けた企業等への支援や、男女が共に家事や子育てを担うための啓発等を進めます。

社会全体で子どもを見守り、子どもを大切にす機運の醸成に取り組むとともに、事件・事故から子どもを守るための取組や、子育て家庭にも優しい環境整備の推進により、安全・安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを目指します。

ア 現状と課題

(ア) 仕事と家庭生活との両立を取り巻く状況

a 働く人々が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30(2018)年7月に公布されました。この中では、「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス

」と「多様で柔軟な働き方」を実現することが大きなポイントとして掲げられています。

- b 夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女が共に働きやすく、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを進めることが求められています。これらを実現することで、より良い親子関係の形成を通じて、子どもの育ちを支えることにつなげていくことが重要です。
- c 企業においては、「働き方改革」による職場環境改善などの「魅力ある職場づくり」が、人材の確保や業績の向上等にもつながることから、これを着実に実施することが必要とされています。職場の雰囲気づくりや意識改革など、育児休業制度等の諸制度等を活用しやすい環境づくり等を進めるために、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働きかけを継続的に行い、その取組を支援していくことで、企業と働く人々の双方にとって魅力ある職場にしていくことが重要です。また、雇用環境の整備については、市民や企業だけに努力を求めるのではなく、国や地方自治体が連携して取り組む必要があります。
- d 市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについて考え、実践していくことができるようになるためには、普及啓発を図るとともに、仕事と家事・育児といった仕事以外の生活の両立に取り組むためのきっかけづくりが必要です。

- e 男性が育児等のために休業や休暇を取得することに対する意識は、肯定的な考え方の割合が高い一方で、男性の育児休業取得率は依然として低い状況が続いており、また、取得したとしても短期間の取得が半数を占めています。さらに、依然として男性が家事・育児に費やす時間は、女性と比較して短くなっています。

「横浜市男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 30（2018）年度）によると、市内に在住する30代及び40代の男性と女性（共働き世帯以外や単身世帯も含む。）について、仕事や学校のある日の「家事・育児」に費やす時間は、女性が男性の約5倍となっています。また、休みの日においても、女性が費やす時間は男性が費やす時間の約2倍となっています。

「夫も家事や育児を分担すべき」と考える人が多い状況にもかかわらず、現実には妻の家事・育児に費やす時間が夫よりも大きく上回っています。

(4) 子どもや子育てをめぐる社会的な環境

- a 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる家庭や地域の状況は大きく変化しています。子育てにおいて両親のサポートが受けられないケースや、共働き世帯が増加し続けている中で、親が子どもと過ごす時間が減少しているといった状況も伺えます。
- b ニーズ調査では、「子育てに不安を感じたり、自信を持ってなくなったりしたこと」について、「よくあっ

た」と回答した人の割合が増加傾向にあります。一方で、近所の人と比較的親密な付き合い方をしている人は、子どもを育てている現在の生活の満足度が高い傾向にあるという結果となっています。そのため、安心して子育てをしていくためには、地域で暮らす人々が、お互いの顔が分かる関係づくり・地域コミュニティづくりを進めていくことが大切です。しかし、「地域社会から見守られている、支えられている」と感じている保護者は以前に比べて増えているものの、半数近くはそのように感じていないのが現状です。

c 「社会全体で子どもを大切にすること」については、あらゆる方が理解を深め、行動に移すことで実現できるものです。市民一人ひとりに子どもや子育て家庭を支える意識や行動が広がることで、将来の子育て世代も含め、横浜で子育てをすることへの安心を感じてもらうことができます。また、結婚、妊娠、出産及び子ども・子育てに温かい社会づくりにつながることも期待されます。そのため、子ども・子育てに関する情報発信や普及啓発などを通じて、子育てを応援する社会的な機運を醸成していく必要があります。

d 近年、「子ども食堂」などの、地域における子どもの居場所づくりの取組が市内でも広がっています。身近な地域で子どもを見守ることで、子どもにとって安心できる居場所となるとともに、子ども同士だけでなく、保護者や子どもの居場所づくりに取り組む方など

、地域に暮らす様々な人との交流を生み出し、支えあう地域づくりにつながることを期待されています。

(ウ) 安全・安心の地域づくり

- a 本市における不慮の事故による小児の死亡原因を見ると、0歳児は窒息が多く、1歳から4歳にかけては転倒・転落、溺れなどが多くなっています。低年齢児の事故を未然に防ぐためには、保護者及び子どもに関わる市民が、日常の子どもの身の回りにある危険を理解し、常に注意を払うことが大切です。そのため、子どもの事故予防に対する意識を高める取組が必要です。また、幼児期以降の子どもに対しては、子ども自身でも身の回りに潜む危険を理解し、自ら安全な行動を取ることができるよう、啓発や指導を進めることも重要です。
- b 近年、通学中や園外活動中等に子どもが事件や事故に巻き込まれ命を落とすなど、痛ましい事案が発生しています。子どもや保護者が地域で安全に暮らしていくためには、様々な外的要因による危険から子どもを守るための取組が必要です。
- c 子育て家庭や妊娠中の方が安全に、安心して生活できるような取組を進めることも重要です。建物、交通機関、住環境等におけるバリアフリーの推進といったハード面の対応をはじめ、子育て家庭や妊娠中の方に対する理解が進むようなソフト面への対応にも取り組む必要があります。

イ 目標・方向性

(7) ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方が実現できる環境づくり

a 誰もがやりがいを感じながら働き、家事・育児や地域活動など仕事以外の生活も充実させ、豊かな生活を送ることができるよう、男女が共に働きやすく、仕事と生活を両立できる職場環境の整備や、多様で柔軟な働き方の推進に向けて、市民に対して様々な機会を活用した啓発を行います。また、企業に対して、各種支援制度や認定・表彰等の事業を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組意欲の向上を図ります。

b 男性の育児休業取得率の向上や、家事・育児等への参画を更に進め、男女が共に、主体的に仕事と生活を両立しながら暮らすことができる社会の実現に向けた啓発や取組を行います。

(4) 子どもを大切にす社会的な機運の醸成

a 世代を問わず地域ぐるみの子育てを実現していくため、地域の中で子どもに関わるきっかけづくりとして、祖父母世代を主な対象とした「孫育て」についての啓発を進めます。

b 将来の子育て世代に向けた情報発信を行うことで、結婚、妊娠、出産及び子育てに対する楽しさや喜びを知るきっかけづくりを推進します。

c 地域全体で子育てへの理解や応援をする必要がある

ことから、市内の店舗や施設から子育て家庭を応援するサービスを提供してもらうことで、地域で安心して楽しく過ごせる環境づくりを推進します。

d 子ども食堂等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、身近な地域の中で子どもを見守り、支えることができる環境づくりが推進されるよう、地域における子どもの居場所づくりの取組を支援します。

(ウ) 安全・安心の地域づくり

a 低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者や子どもに関わる方が日常生活に潜む危険に気付くきっかけとなるよう、子どもの事故予防に関する啓発を推進します。また、成長とともに行動範囲が広がる子どもに対し、屋外での危険に自ら気付き対処できるよう、指導教育や普及啓発を行います。

b 事件や事故から子どもを守るため、通学路等における安全対策や地域活動の支援を通じ、安全・安心な地域づくりに向けた取組を推進します。特に通学路の安全に関しては、スクールゾーン対策協議会での点検等を踏まえた歩行空間の確保やガードレール設置等の対策の推進、倒壊の恐れがあるブロック塀の改善等への支援を行うなど、子どもが安全に通行できる環境整備に取り組みます。また、保育所等の園外活動の安全対策についても、国の「キッズゾーン」の考え方を踏まえて取り組みます。

- c 建物や交通機関等のバリアフリーを推進するほか、子育てに適した居住空間について本市が認定を行うなど、安全・安心を感じられるような地域の実現を目指します。また、子育て家庭や妊娠中の方のような配慮を必要とする方と、それ以外の方が双方の理解を深め、子育てを応援する社会をつくるための啓発に取り組みます。

第 5 計画の推進体制等について

1 計画の点検・評価

本市では、「横浜市子ども・子育て会議条例」（平成25（2013）年制定）で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者及び保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定について議論を行ってきました。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、これまで計画の実施状況について毎年度、点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のP D C Aサイクルの確保に努めてきました。

第 2 期計画の推進に当たっても、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度、点検・評価を行っていきます。

なお、実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会

議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。

2 様々な主体による計画の推進

- (1) 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。自治会町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織に加え、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO法人、ボランティア及び民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- (2) 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や、市内全区における子育て中の方によるグループトークの開催などを通じて、幅広く御意見をいただきました。
- (3) 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働しながら計画を推進していきます。

3 子ども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- (1) 子ども・子育て支援の分野は保健・福祉・教育・医療など多岐にわたっており、保育士、幼稚園教諭、児童福祉司、保健師及び助産師など、様々な専門職により支援が行われています。
- (2) 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、多種多様な施策を推進するに当たっては、専門職の確保が課題と

して指摘されています。また、子ども・子育て支援に関する制度や施設・事業の量的・質的拡充が図られる中で、複雑・多様化する課題を抱える子ども・青少年や保護者を的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。

さらに、本市の多様な子ども・子育て支援は、このような専門職だけでなく、子育て経験者、ボランティア及び地縁組織など、地域で活動する様々な担い手により支えられています。

- (3) 人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加という社会状況にあって、地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、地域における担い手の育成・確保も重要な視点です。
 - (4) 計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。
- 4 子ども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進
- (1) 本市では第1期計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。新たな課題やニーズに合わせ、支援やサービスも多様化する中で必要な情報や支援を提供するため、利用者支援事業として保育・教育コンシェルジュや横浜子育てパートナーの配置に加え、分野別の相談機関の設置など、情報提供・相談支援体制の強化も進めてきました。また、パンフレットやリーフレットなどの広報物やホームページな

どの活用により、各制度を案内するなど、幅広く周知に取り組んできました。

一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題となっています。

- (2) 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供の取組や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、先端技術を活用した新たな情報発信・提供等の取組も行われています。また、AIを活用した業務の効率化、マイナポータルによる行政手続のオンライン化など、市民サービスの向上につながる情報技術の活用が進んでいます。
- (3) 今後、第2期計画を推進し各事業を展開していくに当たっては、子ども・子育て支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供等の観点も踏まえながら検討を進めていきます。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法第61条第1項及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があるため、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

参 考

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 10 項まで省略）

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（第 2 項から第 8 項まで省略）